

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則

(農業経営課) 三〇九ページ

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 三二〇

道路の供用開始

(同) 三二〇

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 三二〇

公 示

令和四年度採石業務管理者試験の実施
開発行為の工事の完了

(商工・エネルギー政策課) 三二二

指定管理者の変更の届出

(建築指導課) 三二三

(都市公園課) 三二三

規 則

第 三 百 十 七 号

令 和 四 年 七 月 二 十 二 日

(金曜日)

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十四号

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則(平成十三年岐阜県規則第百三三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次に掲げる要件を満たす」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第一号中「にあっては」を「であつて」に、「に掲げるすべての要件を満たすものであること。」を「のイからニまでに掲げる要件のいずれにも該当するもの」に改め、同項第二号中「にあっては」を「であつて」に、「並号のいずれの要件にも該当するものであること。」を「イ及びロに掲げる要件のいずれにも該当するもの」に改め、同号イ中「を満たす」を「のいずれにも該当する」に改め、同項に次の一号を加える。

三 地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者

別記第七号様式を「につき年8.25パーセントの割合をもつて」を「の日数に及び、支払うべき金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年七月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|-------|-------|-----------------------------------|--------|--------------|------|----|
| 県道 | 芋松島原線 | 各務原市川島松原町字三斗山九七番一地从先から同市同九七番八地先まで | 前 後 | 九・三 一〇・九 | 二四・三 | |
| | | | | 一〇・九 二七・六 | 二四・三 | |

岐阜県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年七月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 | 供用開始の期日 | 備考 |
|-------|-----|-----|-------|---------|------------------|
| | | | ルメートル | | 決定又は変更の告示年月日（ほか） |

| 県道 | 路線名 | 区 間 | 延長 | 供用開始の期日 | 備考 |
|-------|-----|---|-------|----------|----------|
| 中有坪穂線 | | 郡上市八幡町有穂字上谷津一三四九番地先から同市同字中谷津一四二七番一地从先まで | 二・三・四 | 令和 四・七・三 | 令和 元・五・三 |

岐阜県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年七月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 県道 | 路線名 | 区 間 | 延長 | 供用開始の期日 | 備考 |
|-----|-----|---|------|----------|----------|
| 岐南線 | | 安八郡神戸町大字西座倉字源場九七六番二地从先から揖斐郡大野町大字下礪字流レ四二二番一地从先まで | 一七・七 | 令和 四・七・三 | 令和 四・三・三 |

岐阜県告示第二百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和四年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------------|------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 羽島郡笠松町北及字高坪一五九九 | 瑞穂市牛牧字細道一一三四番四 | 安八郡安八町南今ヶ淵字中筋四三一 番四 | 本巣市浅木字中ノ筋二〇五番四 | 本巣市政田字清水一六三九番四 | 本巣市上真桑字北清水二二〇四番 四の一部 | 羽島郡笠松町円城寺字西栗屋七六 五番六 | 羽島郡笠松町代字社古地一〇六 三番三六 | 本巣市上真桑字大正寺一七二八番 四 | 羽島郡笠松町代字白鬚八九六番 四 | 羽島市竹鼻町飯柄字高田七四六番 四 | 位 置 | 幅 員 （メートル） | 延 長 （メートル） | 指定 番号 | 年指 月日 定 |
| 六〇〇 | 四・五〇 | 五・三六 五・四〇 | 六〇〇 | 六〇〇 | 六〇〇 | 四・八五 | 四・八一 四・八五 | 四・三〇 | 四・三三 | 五・〇〇 | 三・五二 | 三・五五 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 同 | 同 六・三 |
| 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 | 岐西建築第 一三九号の 〇 |

番七

中濃建築事務所長

東濃建築事務所長

| | | | | | |
|------------------------------|--------|---------------------|------------------|-----------|---------------|
| 中津川市手賀野字原五五四番三 | 位 置 | 幅 員 （メートル） | 延 長 （メートル） | 指定 番号 | 年指 月日 定 |
| 六〇〇 | 三・一九 | 岐西建築第 八号 | 同 | 同 四・六二 | 同 六・二九 |
| 美濃加茂市本郷町四丁目字下屋敷 一七三二番四 | 位 置 | 幅 員 （メートル） | 延 長 （メートル） | 指定 番号 | 年指 月日 定 |
| 五・〇〇 | 三・四〇 | 岐西建築第 二六号 | 同 | 同 四・四二 | 同 六・二六 |
| 美濃加茂市清水町一丁目字清水上 八九六番三二の一部 | 位 置 | 幅 員 （メートル） | 延 長 （メートル） | 指定 番号 | 年指 月日 定 |
| 六〇〇 | 四・六九 | 岐西建築第 二二六号 | 同 | 同 六・六 | 同 六・六 |
| 同 | 位 置 | 幅 員 （メートル） | 延 長 （メートル） | 指定 番号 | 年指 月日 定 |
| 六〇〇 | 三・〇一 | 岐西建築第 二二六号 | 同 | 同 四・六二 | 同 六・二九 |
| 関市下有知字竹ノ内三三三二番四 | 位 置 | 幅 員 （メートル） | 延 長 （メートル） | 指定 番号 | 年指 月日 定 |
| 六〇〇 | 三・六〇 | 岐西建築第 二二六号 | 同 | 同 四・六二 | 同 六・二九 |
| 羽島郡岐南町平島三丁目三〇番四 | 位 置 | 幅 員 （メートル） | 延 長 （メートル） | 指定 番号 | 年指 月日 定 |
| 四・三五 | 三・六六 | 岐西建築第 一三九号の 五 | 同 | 同 六・二七 | 同 六・二七 |
| 瑞穂市稲里字三ノ町三三三番四 | 位 置 | 幅 員 （メートル） | 延 長 （メートル） | 指定 番号 | 年指 月日 定 |
| 五・八〇 | 三・四七 | 岐西建築第 一三九号の 四 | 同 | 同 四・六二 | 同 六・二六 |
| 羽島市福寿町本郷字宮越四九一番 四 | 位 置 | 幅 員 （メートル） | 延 長 （メートル） | 指定 番号 | 年指 月日 定 |
| 四・五〇 | 二・六五 | 岐西建築第 一三九号の 三 | 同 | 同 六・二九 | 同 六・二九 |
| 羽島市正木町曲利字才勝一三三八 番四 | 位 置 | 幅 員 （メートル） | 延 長 （メートル） | 指定 番号 | 年指 月日 定 |
| 四・七〇 | 三・二七 | 岐西建築第 一三九号の 二 | 同 | 同 六・二九 | 同 六・二九 |

土岐市泉町河合字馬渡六六四番一

六〇五

六〇八〇

岐阜県指令
東建築第八
六号の二 同 六二四

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

令和四年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定により公示します。

令和四年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

令和四年十月十四日(金)午前十時から正午まで(二二〇分)

二 試験場所

岐阜市数田南二丁目一―番二二号 岐阜県水産会館一階大会議室及び二階中会議室

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)

2 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書の用紙は、令和四年七月二十五日(月)から岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書して、八十四円分の切手(二部又は三部を希望する場合は、九十四円分の切手)を貼った宛先明記の返信用封筒(定形郵便物の封筒)を同封の上、〒五 八五七

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に提出してください。

(一) 写真 手札形(おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル)とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。

3 申込受付期間

令和四年九月一日(木)から同月十五日(木)までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書して、〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番

一号 岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に送付してください。令和四年九月十五日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

令和四年十一月四日(金)に試験に合格した者の受験番号を岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

令和四年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

- 3 提供する場所
 - 県庁個人情報総合窓口（県庁二階）及び各県事務所特別窓口
 - 4 提供を受けるために必要な書類等
 - 試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。
 - (一) 受験票
 - (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
- 八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課総政係（電話

| | | |
|--|---|--|
| 開発許可（変更許可）番号及び年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
| 岐阜県指令岐西建築第一三二号の二〇 令和 三・一一・一〇 | 羽島市正木町曲利字才勝一三八九番、一三九〇番一、一三九〇番二、一三九二番一、一三九二番二及び一三九二番 | 岐阜県羽島市福寿町間島三丁目五八番地 七いる不動産株式会社 代表取締役 塚 田 真 弓 |
| 岐阜県指令岐西建築第一三三号の二一 令和 四・一一・二一 | 瑞穂市本田字高田四二三番一、四二三番二、四二三番三の一部 四一四番一の一部、四一四番二の一部及び四一四番四の一部 | 岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉 |
| 岐阜県指令岐西建築第一三四号の三 令和 四・三・一八 〔岐阜県指令岐西建築第一六六号の九 令和四・六・三〕 | 羽島郡岐南町平島二丁目二〇二番一、二〇三番一、二二〇番から二二三番まで、二二四番二及び二二五番 | 岐阜県岐阜市加納清水町二丁目二六番地 株式会社横瀬板金工業所 代表取締役 横 瀬 進 一 |
| 岐阜県指令岐西建築第一四〇号の六 令和 四・一一・二二 | 安八郡神戸町大字神戸字西浦一七二〇番及び一七二二番の一部 | 岐阜県安八郡神戸町大字神戸一一九番地の一 有限会社アイケン 取締役 飯 沼 満 |

五八 二七二 八三五九（直通）に問い合わせてください。

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

指定管理者の変更の届出

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第四項の規定

により、世界淡水魚園（世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。）の指定管理者である株式会社オアシスパークから変更の届出があったので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。

令和四年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあつた事項

団体の代表者の氏名

(変更前) 阿久根 浩

(変更後) 川頭 孝浩

二 変更年月日

令和四年六月二十八日

令和四年七月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社